

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業手縄第二種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和4年2月25日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
いさざひき網漁業	3隻	5トン未満	定めなし	東共第14号共同漁業権漁場の区域及び当該漁業権漁場の両側境界線の延長線内の沖合海域	5月1日から8月31日まで	東共第14号共同漁業権の組合員行使権者	令和4年2月25日から 令和4年4月15日まで	1 許可の有効期間は、令和4年5月1日から令和4年8月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 操業時間は、午前6時から午後5時までとすること (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 第1種共同漁業権の内容となり得る定着性水産動植物を採捕したときは、ただちに放流すること